

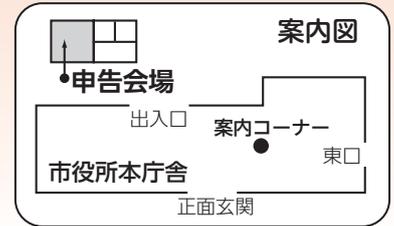
平成28年度 住民税（市・県民税）の申告が始まります

とき **2月16日(火)～3月15日(火)** ※土日は除く

午前9時～11時30分、午後1時～4時

ところ **市役所北分庁舎 (本庁舎裏プレハブ1階)**

☎ 税務課市民税係 ☎355-5914

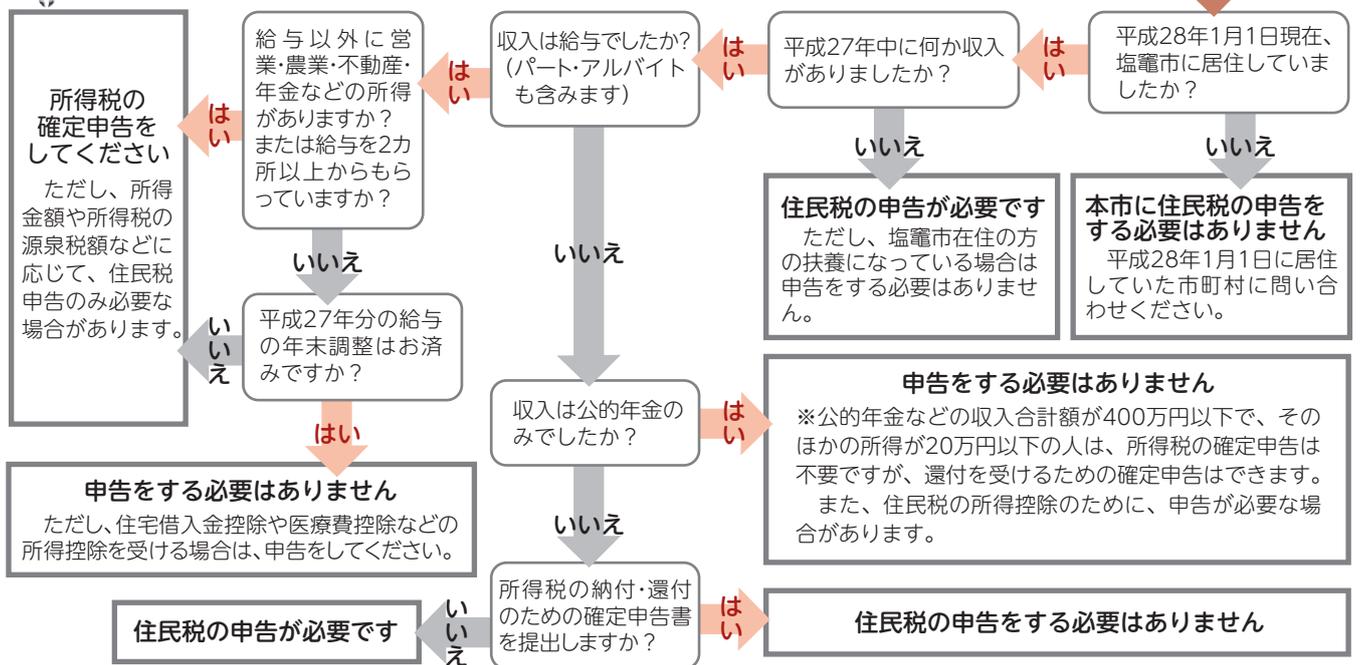


申告が必要か確認してみましょう！

特殊なケースやご不明な点は問い合わせください

「はい」「いいえ」の矢印に従って
進んでください

スタート



申告日程

月	日	曜日	午前(9時～11時30分)	午後(1時～4時)
2月	16	火	月見ヶ丘、一森山	今宮町、梅の宮
	17	水	貞山通1～3丁目 長沢町、字長沢	みのが丘、東玉川町
	18	木	旭町、泉ヶ岡	新富町、桜ヶ丘
	19	金	袖野田町、野田 中の島	白萩町、石堂
	22	月	小松崎、宮町	赤坂、白菊町
	23	火	泉沢町、西町	浦戸 塩釜市漁業協同組合
	24	水	宮城県漁業協同組合 塩釜市第一支所	
	25	木	本町 北浜3、4丁目	清水沢1、4丁目
	26	金	北浜1、2丁目	清水沢2、3丁目
29	月	大日向町、西玉川町	向ヶ丘、権現堂	

月	日	曜日	午前(9時～11時30分)	午後(1時～4時)	
2月	1	火	南町、佐浦町	香津町、栄町	
	2	水	海岸通 新浜町1～3丁目	玉川1、2丁目	
	3	木	芦畔町、牛生町	玉川3丁目 母子沢	
	4	金	松陽台1、2丁目	松陽台3丁目 字庚塚	
3月	7	月	港町1、2丁目 尾島町	越の浦1、2丁目 字越ノ浦、青葉ヶ丘 字杉田	
	8	火	楓町1～3丁目 字伊保石	杉の入3、4丁目 字杉の入裏	
	9	水	杉の入1、2丁目	舟入1、2丁目 千賀の台1～3丁目	
	10	木	錦町、南錦町	花立町、後楽町	
	11	金	藤倉2丁目	藤倉1、3丁目	
	14	月	予備日		
	15	火	地区別の日程でご都合が悪い方は予備日もしくはマリンゲート会場で申告してください。		

申告に必要な持ち物

①印鑑(スタンプ印は不可)	
②収入を証明するもの(平成27年分)	
○給与所得、公的年金などの源泉徴収票(原本) ○帳簿 ○経費などの領収書 など ※事前に収支内訳を計算してください。	
③下記の控除を受けるための領収書・証明書など	
医療費控除	○医療費の領収書と保険などで補てんされた金額を示すもの ○控除対象の介護サービス利用料の領収書 ※事前に合計金額を計算してください。
社会保険料控除	○国民健康保険税領収書 ○後期高齢者医療保険料納付書 ○任意継続保険料の領収書 ○介護保険料納付書 ○国民年金保険料控除証明書
生命保険料控除	○生命保険料控除証明書 ○個人年金保険料控除証明書 ○介護医療保険料控除証明書
地震保険料控除	○地震保険料控除証明書 ○旧長期損害保険料控除証明書
配偶者(特別)控除 扶養控除	○配偶者および扶養親族の所得が分かるもの
障害者控除	○障害者手帳など各種手帳 ○障害者控除対象者認定書(※)
勤労学生控除	○学生証 ○学校などから交付される証明書
雑損控除 寄附金控除	○領収書(証明書)など
住宅借入金等特別控除	○住民票(原本) ○請負契約書または売買契約書(写) ○登記事項証明書(登記簿謄(抄)本)(原本) ○借入金の年末残高等証明書(原本) ○建築確認通知書か検査済証の写し、または増改築等工事証明書
繰越損失控除	○平成28年度(27年分)に繰り越す損失額が分かるもの(前年の申告書などの控え)
④本人名義の金融機関の口座番号が分かるもの(所得税の還付申告を行う方)	

■申告期間中は、市役所でも所得税の確定申告を受け付けますが、内容が限られます。

以下の申告・相談は、市役所で受け付けできません。
マリンゲート会場で申告してください。

- ①平成27年分(H27.1.1~12.31)よりも前の年分
- ②譲渡収入(土地、建物、株式などを売却して得た収入)
- ③申告分離課税を選択した上場株式などの配当
- ④青色申告
- ⑤準確定申告(亡くなられた方の申告)
- ⑥消費税申告
- ⑦平成28年1月1日現在に塩竈市に住民登録がない方

■マリンゲート会場のご案内

と き 2月8日(月)~3月15日(火)(土日祝日は除く)
午前9時~午後4時

ところ マリンゲート塩釜3階マリンホール
(港町1-4-1)

(※) 要介護度による「障害者控除対象者認定書」の交付について

要介護認定者本人または、認定者を扶養している方が、確定申告などをする際に必要な「障害者控除対象者認定書」を交付します。

ただし、身体障害者1・2級の手帳を交付されている方は不要です。

認定内容

- ①特別障害者控除対象者
 - ・要介護度3・4・5
 - ・要介護度1・2で寝たきり度Bランク以上または認知症度Ⅲランク以上
- ②障害者控除対象者
 - ・要介護度1・2

申請・問 長寿社会課介護保険係(老番館庁舎1階)
☎364-1204